



社会保険 大竹事務所通信 労務士法人

2025 年 9 月 (Vol.222)

ご連絡先（大阪事務所）

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

2025 年度最低賃金について

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2025 年度の最低賃金の目安を全国の加重平均で時給 1,118 円にすることで決着しました。

最終的な金額は、この答申を受けて地方最低賃金審議会が審議し、各都道府県労働局長が決定することになります。仮にこの目安通りに引き上げられた場合、全国加重平均が現在の 1,055 円から 63 円の引き上げとなり、過去最大の増加幅となります。

◆近畿及び東京の答申額は以下の通りです

	目安金額（昨年度）	引上げ額
大阪	1,177 円 (1,114 円)	+ 63 円
京都	1,121 円 (1,058 円)	
兵庫	1,115 円 (1,052 円)	
奈良	1,049 円 (986 円)	
和歌山	1,043 円 (980 円)	
滋賀	1,080 円 (1,017 円)	
東京	1,226 円 (1,163 円)	

最終的な全都道府県の最低賃金額及び発効予定日は厚生労働省のホームページでご確認をお願いします（近日公表予定）。

「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」の通達

令和 7 年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険法の被扶養者の認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いについて、通達が公表されました。

◆認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱い

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満として取り扱うこと。

なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和 52 年通知と同じとすることとされています。

※昭和 52 年通知の内容

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合
 - (1) 認定対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合
 - (2) (1) の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）、かつ、被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき
2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

◆船員保険法の被扶養者の認定について

上記に準じて取り扱うものとされています。

◆施行日

令和7年10月1日

大学生が扶養から外れないようにする就業調整をしていることを受け、人手不足解消の観点から、認定にかかる年間収入の要件を緩和したものです。

大学生の子を扶養する被保険者がいる場合は、必ず押さえておきましょう。

【厚生労働省「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250724S0010.pdf>

外免切替手続の見直しが予定されています

◆外免切替手続、見直しへ

警察庁は、外国運転免許から日本の免許への切替（外免切替）手続について、審査基準の厳格化を進めています。これは、基本的な交通ルールを理解しないまま免許を取得した外国人による事故が発生していることを受けた対応です。令和7年10月1日からの施行をめざし、準備が進められています。

◆主な見直し内容

今回の見直しでは、以下の点が主に変更されます。

① 住所確認の厳格化

これまで観光目的など短期滞在者でも免許取得が可能でしたが、今後は申請者の国籍にかかわらず、原則として住民票の写しの添付が求められます。これにより、観光等の短期滞在の在留資格者は免許取得ができなくなります（例外的な場合を除く）。

② 知識・技能確認の厳格化

従来はイラスト問題10問で70%以上の正答率が合格基準でしたが、今後は筆記試験50問に増加し、正答率90%以上が求められます。また、技能確認では横断歩道の通過や合図不履行など、より実践的な運転技術の評価が導入されます。

これらの改正は、交通安全の確保と制度の信頼性向上を目的としています。企業においては、運送業や建設業を中心に、外国人従業員が運転業務に関わる場合に大きな影響を受けることになりそうです。

免許取得の要件や手続きの変更点を事前に確認し、適切な対応を図ることが重要です。

詳細は警察庁のパブリックコメント資料をご参照ください。

【外免切替手続の見直し（案）（警察庁）】

<https://public-comment.e->

gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000295460

（上記URLをブラウザへコピー＆ペーストしてご覧ください）

9月からマイナ保険証がスマホでも利用できるようになります

現在、マイナンバーカードの保有者は、アプリのダウンロードによりマイナンバーカードの機能をスマートフォンで利用できますが、9月よりマイナ保険証の機能が搭載され、機器の準備が整った医療機関等で利用できるようになります。

◆マイナ保険証をスマホで使うには？

マイナンバーカードをスマートフォンで使うためには、マイナポータルアプリをダウンロードする必要があります。そして、下記を準備しなければなりません。

- ・実物のマイナンバーカード
- ・券面入力用暗証番号（数字4桁）※iPhoneのみ
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（市町村窓口で設定した英数字6桁～16桁）

マイナポータルアプリからマイナンバーカードをスマートフォンにかざして読み取ると、ログインが完了します。ログイン後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行います。

次に、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載します。詳細は下記デジタル庁のWebサイトを確認してください。

●デジタル庁「スマートフォンのマイナンバーカード」

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>

（上記URLをブラウザへコピー＆ペーストしてご覧ください）

◆受付時の操作

医療機関等での受付方法は、マイナ保険証で受付をする際と同様に、顔認証付きカードリーダーを使います。受付画面で該当する端末を選択し、端末で本人認

証を行い、スマートフォンが搭載されたマイナ保険証をスマホ用の汎用カードリーダーにかざすと、同意情報の入力に進みます。

◆従来の健康保険証はいつまで使えるか？

なお、従来の健康保険証は、マイナ保険証への移行に伴い、順次有効期限（最長で今年の12月1日）を迎えます。そのため、マイナンバーカードを持っていない人やマイナ保険証の利用登録をしていない人には、健康保険組合や自治体から「資格確認書」が交付されます（後期高齢者医療制度に加入の人や、新たに加入される人等は令和8年7月末までの暫定措置としてマイナ保険証の保有状況にかかわらず交付）。これを医療機関の窓口で提示すれば、これまでと同様に保険診療を受けることができます。

【厚生労働省「9月からマイナ保険証がスマホでも使えます」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001507615.pdf>

【厚生労働省「資格確認書について（マイナ保険証を使わない場合の受診方法）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html

9月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]

スタッフブログより

【ベテラン社員が静かに抱える“適応の壁”

一見えにくい変化にどう向き合うか？

人手不足の時代、定年後も働き続けるシニア社員の存在は、企業にとって大きな戦力です。

長年の経験や人脈は何よりの財産。

一方で、私が受講した研修の中で、「シニア層の適応障害」というテーマが取り上げられ、印象に残りました。

例えば、若手上司の下での勤務、新しいITツールへの対応、仕事の進め方の変化…。こうした「小さな変化」が、ベテラン世代にとっては心理的な負担になりがちです。真面目で我慢強いからこそ、不調を表に出さないケースもあります。

こうした状況への対応策としては、まず業務内容や負荷の棚卸しをし、本人とすり合わせながら無理のない業務設計を行うこと。

また、定期的な1on1や面談の機会を設けることで、心身の状態を確認する習慣をつくるのも有効です。

「元気に見えるから大丈夫」と決めつけず、小さなサインに気づける職場づくりが、長く安心して働ける環境づくりにつながります。

現場で使える「声かけ」例：

以下は、現場で実践しやすい、さりげなく心に寄り添う声かけの例です。

★「最近、何かやりづらくなったことはありませんか？」

★「このやり方、ちょっと分かりにくかったら一緒に見直しましょうか？」

★「以前と比べて、仕事の進め方が変わってきてますけど、困ってることないですか？」

★「無理されてないですか？少しでも気になることがあったら遠慮なく教えてくださいね。」

★「〇〇さんの経験、ぜひチームでも共有したいと思ってます。」

ポイントは、「教える」「指導する」ではなく、「聴く」「相談する」スタンスを意識すること。年齢に関係なく、尊重と対話の文化を育てることが、組織全体の安定にもつながります。

おおたけ（2025-08-27）

【改めて私たちの業務を振り返りました】

皆さま、それぞれの夏休みを過ごされたかと思います。私は両親とお墓参りをしたり、地方に旅に出て過ごしましたが、その時々で仕事のことを考えておりました。

その中で改めて「私達の業務やサービス」を考えましたので、わずかではありますがお知らせ出来ればと思います。

私たちは、社会保険手続きや給与計算といった“足下のサポート”を大切にしつつ、それだけにとどまらず、「会社の将来を見据えたご相談」に力を入れています。

例えば…

- ・人材不足時代に「人が定着する職場」をどう作るか
- ・定年延長や多様な働き方をどう制度設計に組み込むか
- ・IPO や M&A を見据えた労務体制をどう整えるか
- ・次世代リーダーを育てる評価・賃金制度をどう作るか

などなどです。こうしたテーマは、単なる法令対応ではなく「経営戦略の一部」です。

私たちは、経営者の皆さまと一緒に未来を考え、制度や仕組みに落とし込むことで、会社の成長と持続を支える役割を担っていきたいと考えています。

これからも「相談できるテーマの広がり」を感じて頂けるよう、情報提供とご提案を続けてまいります。

おぎの（2025-08-19）

【ダイエットを始めます】

ご覧になったことのある方はご存知だと思いますが、私の名刺の裏面には、「特別なことは不要！自己流ダイエット」というメッセージが書かれています。

名刺を作って頂くときに、社労士事務所の業務以外で個人的なことを一つ書きましょうというお話であったため、当時自分の中で「これは頑張ったなあ」と思うものが上記のメッセージでした。

（30歳を過ぎた頃に、約3年で46〜47kgの減量をしたことがありましたので。）

ただその後、順調（？）に右肩上がりの成長曲線を描いていき、減量した重さの半分かくらいが戻ってきてしまったところで、お会いする方々に「太った？」「体おっきくなった？」と聞かれることが増えて参りました（汗）。

…そのような状況から脱するため、再度挑戦することにしました。

【取り組み内容】

- ① 間食制度の廃止
- ② 食事1回あたりの炭水化物量の摂取制限
- ③ 定期的な運動を取り入れる

③の取り組みのため、家庭で使える機械を導入致しました。（ブルブル振動する機械で、上に立ったりすることで一定の運動やトレーニング効果が得られるものです。）

間食をしないよう、家や事務所でも目を光らせてくれているため（汗）、何とか継続して頑張っています！

にしぐち（2025-08-28）

編集後記

子供たちの夏休みが終わりました。

始業式で子供が学校からもらってきた給食献立表が、何故か輝いて見えた記憶が今でも鮮明に残っています（笑）保護者の方は大変お疲れ様でした。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。（R.O）